

佐久市男女共同参画審議会委員公募要領

佐久市 市民健康部 人権同和課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、佐久市男女共同参画審議会の委員を公募します。

1 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名 称	佐久市男女共同参画審議会
設 置 目 的	男女共同参画社会の推進に関する事項を調査審議するために設置
所 掌 事 務	1 男女共同参画プランの策定及び変更に関する事項 2 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する事項 3 事業者の表彰に関する事項 4 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項

2 公募の趣旨

佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聞くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の1つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。

佐久市男女共同参画審議会については、その設置目的や所掌する事務の内容から、市民の皆さんのお意見を聴き、政策に反映させが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。

3 公募委員数

募 集 人 員	3人(委員総数15人)
---------	-------------

4 申込資格

申 込 資 格	次のすべてに該当する方に申込みの資格があります。 1 年齢が満 18 歳以上の方 2 ①佐久市内に住所を有する、②佐久市内の事業所に勤務する、 ③佐久市内の学校等に在学する、のいずれかに該当する方 3 市税を滞納していない方 4 佐久市の他の審議会等の委員となっていない方 5 佐久市議会議員または佐久市職員でない方
---------	--

	<p>6 平日(昼間)に開催する会議に出席できる方</p> <p>7 審議会等の所掌する事務と密接な利害関係がないと認められる方</p> <p>8 成年被後見人または被保佐人でない方</p> <p>9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員でない方</p>
基 準 日	令和8年3月 1日

5 申込みに必要な書類及びその様式

必 要 書 類	1 佐久市男女共同参画審議会公募委員申込書
様 式	1 佐久市男女共同参画審議会公募委員申込書 (別添様式)

6 申込方法及び期限

申 込 方 法	別添の申込書に必要書類を添えて、次のいずれかの方法により申し込んでください。
	1 持参 (佐久市役所 市民健康部 人権同和課窓口)
	2 郵送 (宛先: 385-8501 佐久市中込3056番地 人権同和課 人権教育男女共生係宛て)
	3 メール(メールアドレス: jinken@city.saku.nagano.jp)
申 込 期 限	令和8年3月27日

7 選考方法

選 考 方 法	申込書類の審査後、申込資格に適合すると認められる申込者が募集人員を越えた場合には、公開のもとで抽選によります。(会全体の男女比を考慮して選考)
---------	---

8 選任時期及び任期

選 任 時 期	令和8年7月(予定)
任 期	選任の日から2年間

9 委員報酬等の有無及び金額

種 别	報 酬	費 用 弁 償
有 無	有	有
金 額	1日あたり6,500円 (会議等が半日で終わる場合は、この半額)	旅費 1kmあたり37円 (車で来庁する場合)

10 その他

特記事項	公募及び選考を行った結果、公募委員の定数に満たない場合の再公募は行いません。
	佐久市役所 市民健康部 人権同和課 人権教育男女共生係 電話番号： 0267-62-3135(直通)